

令和 3 年 9 月 14 日

**産業建設常任委員会会議録**

塩竈市議会事務局

塩竈市議会産業建設常任委員会会議録

令和3年9月14日（火曜日）午前10時00分開会

---

出席委員（6名）

阿部真喜委員長

浅野敏江副委員長

西村勝男委員

香取嗣雄委員

山本進委員

伊勢由典委員

---

出席議長団（1名）

阿部かほる議長

---

欠席委員（なし）

---

説明のために出席した職員

市長 佐藤光樹

産業環境部長 小山浩幸

水道部長 鈴木宏徳

産業環境部次長

兼環境課長 末永量太

水道部次長

兼工務課長 星潤一

産業環境部

商工港湾課長 伊東英二

副市長 佐藤洋生

建設部長 相澤和弘

市民総務部  
公民共創推進専門監  
兼新型コロナウイルス  
感染症対策専門監  
兼産業環境部次長 草野弘一

建設部次長 星和彦

産業環境部

水産振興課長 鈴木陸奥男

---

事務局出席職員氏名

事務局長 川村淳

議事調査係主査 工藤聡美

議事調査係長 石垣聡

議事調査係主査 工藤貴裕

---

会議に付した事件

議案第 58 号 令和 3 年度塩竈市一般会計補正予算

午前10時00分 開会

○阿部（眞）委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。また、窓を開けておりますので、お暑い方は上着を脱いでいただいても構いませんので、ご案内申し上げます。さらに、議場の扉を開放するなどの感染症対策を行いますので、委員の皆様におかれましても感染症対策の徹底にご協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

本日の審査の議題は、議案第58号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」であります。

これより、議事に入ります。

議案第58号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。

佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。産業建設常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」の1か件でございます。議案の内容につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊東商工港湾課長。

○伊東産業環境部商工港湾課長 私からは、議案第58号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、商工港湾課に係る補正予算についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.18-2、資料No.19-2をご用意願います。

初めに、しおがま時短要請外支援金支給事業の概要についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.19-2、議案資料（その2）19ページをお開き願います。

1の概要ですが、本年4月に宮城県が行った営業時間短縮要請の対象外となった事業者に対する事業継続支援として、一定の売上げが減少した市内事業者にしおがま時短要請外支援金を支給することとし、既に6月議会で予算措置させていただいたところでございます。こうした中、今般、新たなまん延防止等重点措置及び緊急事態措置に伴い、宮城県からの要請として飲食店に対する時短要請や休業要請等がなされましたことから、本支援金の受給要件及

び支給額を拡大し、要請の対象外となった事業者を支援しようとするものでございます。

2の事業内容ですが、(1)の対象事業者及び(2)支給額につきましては、表中左側の列の6月議会時点での要件と支給額であります。

また、今回の受給要件及び支給額の拡大に伴う変更後の要件等につきましては、右側の列に記載する下線の部分を変更する部分となります。8月20日から8月26日のまん延防止等重点措置及び8月27日から9月12日の緊急事態措置の受給要件を追加し、支給額については、それぞれ倍増するものでございます。

(3)申請方法についてですが、申請書の取得方法につきましては、市のホームページからのダウンロードまたは市内公共施設に設置いたしますので、お受け取りいただき、申請については、感染防止のため郵送とさせていただきます。

次に、3、事業費及び財源内訳についてでございますが、(2)支給額の表中最下段の変更後の総事業費(B)2億5,120万円から、6月議会でお認めいただきました(A)1億2,620万円を差し引いた1億2,500万円を追加予算として計上するものでございます。財源は、全額、ふるさとしおがま復興基金繰入金を予定しております。

最後に4、今後の予定であります。10月に申請受付を開始いたしまして、順次振込を行い、12月15日で受付を終了し、年内中の支給を目指してまいりたいと考えております。

次に、この事業に関する補正予算をご説明いたしますので、資料No.18-2、補正予算説明書をご用意いただき、歳出予算からご説明いたしますので、11ページ、12ページをお開き願います。

第7款商工費第1項商工費第2目商工振興費といたしまして、右側の事業内訳に記載のとおり、しおがま時短要請外支援金支給事業として18節負担金補助及び交付金に1億2,500万円を計上しております。

次に、歳入予算についてご説明いたしますので、同じ資料の3、4ページをお開き願います。

第19款繰入金第1項基金繰入金第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金として1億2,500万円を計上しております。

しおがま時短要請外支援金支給事業につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○阿部(眞)委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 議案第58号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、水

産振興課に係る補正予算についてご説明申し上げます。

資料No.17、補正予算4ページをご覧ください。

第2表債務負担行為補正の1、追加といたしまして、表の中ほどに自動車借上料（令和3年度）890万円のうち、172万2,000円が水産振興課分となります。現在使用いたします公用車1台のリース期間が今年度末で満了を迎え、来年4月からリース車両の更新を行う予定ですが、自動車部品に使用されます半導体が世界的に品薄なため、各自動車メーカーでは生産調整を行っており、車両の調達に時間を要することが見込まれますことから、契約担当課と協議をし、契約手続を通常よりも約半年、前倒しして行うため、債務負担行為の追加を行わせていただくものがございます。

なお、期間につきましては、令和3年度から令和8年度になります。

恐れ入ります。資料No.18-2、補正予算説明書の15ページをお開き願います。

表の中ほどに自動車借上料（令和3年度）と記載してございますが、財源につきましては、表の右端に記載させていただいておりますとおり、全て一般財源となります。

なお、実際の支払い開始時期につきましては、リース開始となります令和4年度からとなります。

水産振興課からの説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。

なお、発言の際は委員会室での開催と同様に、着座のままで構いませんので、ご案内申し上げます。

伊勢委員。

○伊勢委員 何点か確認させてもらいます。主に資料No.19-2の先ほど説明があった19ページのところです。しおがま時短要請外支援金支給事業というところで確認をさせてください。

1つは、今回の予算措置を見ますと、ふるさとしおがま復興基金を活用するということになっています。予算書の中ですね。それで、今回、例えば5万円を10万円に、あるいは10万円を20万円にというところで、倍額の支援ということになっていますが、これを判断するに至った決断、政治決断ですね、そこら辺ちょっと教えていただければと思います。

○阿部（眞）委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 しおがま時短要請外支援金支給事業を予算化するに至った判断の経過ということでご質疑いただきました。

私ども、新型コロナ以降、4回にわたって市内事業者のアンケートというものを取ってまいりました。直近では7月に取らせていただいたところでございますけれども、4回通じて同じでございますが、やはり市内の事業者においては、このコロナ禍で大変な状況に追い込まれているというような状況がございます。そういった中で、とりわけ今回のまん延防止等重点措置とか緊急事態措置においては、飲食店様においては、一定程度、国の交付金等を使った支援措置というものがある一方で、それに関連した方々、例えば、そういった飲食店にお酒、あるいは食材を納めていらっしゃる方々については、あまり大きな支援措置というものが無いというようなお話をいただいておりますし、また、アンケートでも自由記述にたくさんそういった記述をいただいております。そういった中で、コロナ交付金がこれからも来るであろうという思いもありますけれども、もし来ないということであっても、そういった事業者の支援というものは、これはもう必要だろうということで、今回、5月に引き続きまして8月にもこういった事態になりましたので、その分を増額するという形の予算措置を上程させていただいているというのが経過でございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

説明にあった1,500件を見込むということですがけれども、事業者はかなり多岐にわたっているので、内訳的なもの、大筋で、こういう事業者、こういう事業者というところで少しお話を聞かせていただければと思います。

○阿部（眞）委員長 伊東商工港湾課長。

○伊東産業環境部商工港湾課長 お答えいたします。

給付金についても飲食業ということになりますが、基本的には、それ以外の製造業、販売業、そういったあらゆる業種を対象とはしているところでございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。飲食も含めて製造業と販売というところですね。分かりました。そうすると、小売店舗も含めて、トータルでそういった支援をするということで理解いたしました。

あと、10月受付開始ということですが、事業者の皆様に対しての書類というのはどんなふう

な、大筋でいいですから教えてください。どんなものが必要なのか。

○阿部（眞）委員長 伊東商工港湾課長。

○伊東産業環境部商工港湾課長 申請書という意味でよろしいでしょうか。

申請書ですね、準備していただくものは、申請書兼請求書、それから、本人確認書類、振込口座の通帳の写しをはじめとしまして、営業実績が確認できる書類、確定申告書の写しや活動実績、営業実績などが分かる書類を用意していただきます。また、対象月の売上高の減少というものを必要としますので、そちらのほうの書類などもご用意していただくということになります。どうぞよろしくお願いたします。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

あと、先ほど、その受付終了が12月ということで下段の一番下に書かれているわけですが、これは12月初めにもう終わっちゃうのか、あるいは12月末まで受け付けるのか、その辺だけ教えてください。

○阿部（眞）委員長 伊東商工港湾課長。

○伊東産業環境部商工港湾課長 受付終了日ということですが、12月、実は我々も年度内に支給をしたいというふうに考えておりますので、基本的には12月15日まで受付をしたいと思っています。それから見れば、年内中には支給はされるだろうということで予定にさせていただきます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

1,500件の対象の方々、事務作業も結構あるのかなと思うんですが、その辺の作業に携わる方々のスタッフ、大体どんな感じで整えていくのか、教えてください。

○阿部（眞）委員長 伊東商工港湾課長。

○伊東産業環境部商工港湾課長 体制ということでお問合せがありました。

体制につきましては、事業者支援としては商工港湾課が担当することになってございます。そして、全庁的な協力をいただきまして職員2名、それから会計年度任用職員2名を配置させていただきます。商工港湾課の職員1名をチーフとして、全体で5名体制で行っていくという予定でございます。申請の状況によっては、部内の応援体制をいただきながら進めて

いくということを考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○阿部（眞）委員長 ほかにご発言はありませんでしょうか。浅野委員。

○浅野副委員長 ありがとうございます。

それでは、私も今のしおがま時短要請外支援金支給事業についてお尋ねいたします。

今回の事業費、総事業費が2億5,120万円で、そこから、前回6月議会で支給額になった分を差し引いた金額ということで理解させていただいておりますが、今言ったように、これまでの飲食店関係のには様々な支援金がおいておりますが、それ以外の関連の企業、特にそういったお酒類とかお魚とかお肉とか、そういったものを直接納入できなくなっている方たちに対するこれは支援金と受け取ってよろしいのでしょうか。また、このコロナ禍の中では、様々な事業が、例えば、床屋さんだったり、それから、いろんな接触しなきゃならないようなそういった方たちもかなり厳しいと思うんですが、そういった方たちはこの中には含まれないのかどうか、その辺も確認したいと思います。

○阿部（眞）委員長 伊東商工港湾課長。

○伊東産業環境部商工港湾課長 対象ということでございますので、お答えいたします。

職種につきましては、先ほど申しましたように、広くということですので、飲食業以外、ですから理容業などの方も対象となります。ただ、売上げが15%以上減少したという条件はつきませんが、対象とはなる予定です。よろしくお願ひします。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野副委員長 分かりました。

このね、これまでの、これ今回、塩竈市独自と理解してよろしいのでしょうか。国や県でも様々な助成はされておりますが、この財源を見ますと、ふるさとしおがま復興基金を繰り入れるということで、塩竈市独自のこの救済方法というふうに理解してよろしいのか、その点まずお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 伊東商工港湾課長。

○伊東産業環境部商工港湾課長 今回ののは市の独自支援事業というふうになります。ただ、国等については月次支援金とか、宮城県において時短要請等関連事業者支援金というそれぞれのメニューというものはあるんですが、それらと絡めて市の独自支援金ということで考えております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野副委員長 ありがとうございます。

今回、前回の6月議会で、この要件に合ったところにもそれぞれ支給されたと思うんですが、それもまた延長のような形になって、この9月12日までという形の中で、前回はこういった情報を得られたけれども、同じ方がまた申請するとは限らないし、また、前回までは何とかやっていけたけれども、今回は本当に厳しくなったんだと、廃業まで考えているんだというところももしかしてあると思いますが、こういった方たちにしっかりとこの情報が届くためには、どのような周知の仕方をするのか、まずその辺お聞かせください。

○阿部（眞）委員長 伊東商工港湾課長。

○伊東産業環境部商工港湾課長 1つ、6月議会で認めていただいたという部分については、まだ実は準備中でして、まだ実際に支給等していない状況です。そこにきて今回8月、9月ということで措置が入ってきましたので、それに間に合うようにということで、追加でということにさせていただいていますので、これから、10月から申請を受け付けるというものが最初スタートになります。

それで、周知に関しましては、やはり市の広報、市のホームページ、それから、市のLINE、コロナ対策情報かわら版、それから、会議所ニュースなどあらゆるものを使いまして、周知に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野副委員長 この質疑が最後になると思うんですが、今回、商工港湾課で5名の体制で対応するというお話だったんですが、商工会議所は、当然会議所の中での様々な施策があると思うんですが、そちらからの周知とか、また、お酒関係、市場関係、そういったところの中心になる場所があると思うんですが、そういったところに対するこの事業の周知の方法というのはあるんでしょうか。一般的なホームページとか広報のみでは、広くは周知されると思うんですが、的確にその方たちにこの情報が伝わるかどうか。また、10月からのその申請受付になると、この議会が終わるのが27日、月末になりますので、それからということになると、やはり申請期間までの流れがちょっと短いのではないかなと思いますが、その辺のことはどのような対応なさっているのかお聞かせください。

○阿部（眞）委員長 伊東商工港湾課長。

○伊東産業環境部商工港湾課長 ありがとうございます。

商工会議所等、事業者に近いところでの周知というものも図っていきたいというふうに思っております。ただ、今ご指摘ありましたように、本当にピンポイントに近い形で周知も必要だということは重々理解しますので、何とか検討していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○阿部（眞）委員長 ほかにご発言はありませんか。伊勢委員。

○伊勢委員 車のリースについて債務負担行為ですね。17番かな、ありました。そこでちょっと内訳的なものだけ教えてほしいんですが、1台が満期になるのということですけど、水産振興課で持っていらっしゃる公用車というのは何台なのかな。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

水産振興課で使用いたします公用車は、全部で4台になります。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、そのうち1台を今回、債務負担行為で行っていくというふうに捉えていいわけですね。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 おっしゃるとおりでございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そうすると、その4台中1台で、残りの3台というのは、まだ満期が、まだ時間的なものがあるんですか。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 導入時期が異なりますので、今回ご提案させていただくのは、軽自動車1台という形になります。他の3台につきましては、満了を迎えます来年度以降にまたこういった形でご提案させていただく予定となっております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

---

午前10時21分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第58号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○阿部（眞）委員長 挙手全員であります。よって、議案第58号については原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午前10時21分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

産業建設常任委員会 委員長 阿部 眞 喜